

## ふるさと納税が本来の理念に基づいた制度となるよう改善を 求める意見書

多くの国民が地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税するが、その一方で、今は都會に住んでいても、自分を育んでくれたふるさとに、自分の意思で納税できる制度として、平成20年度に創設された寄附金税制がふるさと納税である。

この制度は、納税者が自ら寄附先を選択することでその使われ方を考えるきっかけとなること、生まれ故郷や応援したい地域などの力になれること、自治体がそれぞれの魅力の発信を強め自治体間の競争が進むことにつながることを理念としている。

現在、一般的にふるさと納税と返礼品はセットと認識されているが、本来寄附金は反対給付を伴わないものであり、返礼品や節税を目当てとしたネット通販と化している状況は、本来の制度主旨や理念に反したものとなっている。

ふるさと納税により流出するのは、地方税の基幹税であり、地域社会の会費として位置づけられる個人住民税であるが、各自治体による過当な返礼品競争等により、返礼品や節税を目当てとした寄附が一層増加しており、本市においても、令和4年度におけるふるさと納税による減収額は97億円を見込み、平成27年度の決算額と比べると約50倍と、増加し続けており、もはや看過できない状況であり、本市の行政サービスの運営に深刻な影響を与えていたため、この影響に対する財政措置が必要である。

また、特例控除額が現行の所得割額の2割という定率の上限のみでは、寄附金税額控除の上限額は所得に比例して高くなることから、返礼品との組み合わせにより、高所得者ほど大きな節税効果が生じているという課題もある。

さらに、ワンストップ特例制度は、所得税控除相当額を個人住民税から控除する仕組みとなっており、所得税と個人住民税双方を対象とすべきとされていた当初の仕組みが果たされていない状況にある。

よって、国におかれでは、ふるさと納税の本来の制度主旨や理念を考え、過当な返礼品競争となっている現状を改善するとともに、自治体財政に与える影響を抑制するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 ふるさと納税制度による減収分に対する財政措置を講ずること。
- 2 特例控除額に定額の上限を設けること。
- 3 ワンストップ特例制度の適用の際も所得税控除相当額は所得税から控除すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月18日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣